

北上市体育施設条例の一部改正について

令和5年2月16日 議会全員協議会資料
まちづくり部スポーツ推進課



1 趣旨

北上市民柔剣道場等の廃止及び北上市民稲瀬スポーツ交流館の設置に伴い、所要の改正を行うもの（施行日：令和5年4月1日）

2 施設の廃止等による改正

- (1) 北上勤労者体育センター及び北上市民柔剣道場の廃止
柔剣道場の建て替え及び勤労者体育センターの解体に伴い廃止する。
・廃止年月日 令和5年3月31日
※令和5・6年度に既存施設の解体及び柔剣道場の新築工事を実施

- (2) 北上市民弓道場の移転
①施設の建て替えに伴い、仮設の弓道場を設置する。
・移転年月日 令和5年4月1日（変更後の位置は次のとおり）

変更前	変更後
北上市幸町1番30号	北上市大通り一丁目3番1号

- ②使用期間及び使用時間を次のとおり定める。

使用期間	使用時間
年間	午前9時から午後9時まで

- ③休館日を次のとおり定める。

休館日
月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日）及び12月28日から翌年の1月4日までの日

- ④使用料を次のとおり定める。

単位	区分	使用料
1時間までごとに	専用使用	高校生以下 170円 一般 570円
	個人使用	100円

※②～④は、現在の弓道場と変更なし

- ⑤移転に伴い、施設の管理方法をこれまでの指定管理者によるものから直営に変更する。（令和6年度まで）

3 施設の設置による改正

北上市立照岡小学校体育館の体育施設化
令和5年3月末に閉校となる照岡小学校の体育館を体育施設化する。
・設置年月日 令和5年4月1日

- ①設置後の施設の名称を「**北上市民稲瀬スポーツ交流館**」とする。
②施設の位置を北上市稲瀬町地藏堂12番地8に定める。
③使用期間及び使用時間を次のとおり定める。

使用期間	使用時間
年間	午前9時から午後9時まで

- ④休館日を次のとおり定める。

休館日
月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日）及び12月28日から翌年の1月4日までの日

- ⑤使用料を次のとおり定める。

単位	区分	使用料
1時間までごとに	高校生以下	170円
	一般	570円

※③～⑤は、他の体育施設（体育館）と同じに設定

- ⑥施設の管理方法は、令和5年度は直営とし、令和6年度からは指定管理者による管理を予定。

4 今後のスケジュール

令和5年3月 3月通常会議に提案
令和5年4月 条例施行